

深川区花園町二丁目地 東京市社 湯宿前所建築工事場

二 事業主側

名 稱 森田組 (京橋区北 千代田信致ビル内)

事業主 森田彦隆

事業 土木建築請負

企業系統 + シ

供用労働者 男三十五人 (大工職廿七人)

三 労働者側

爭議参加者 男廿四人 (大工)

爭議参加者中労働組合加入者 全 員

応援労働組合 自由労働同盟大工職革正會

四 爭議發生年月日 昭和四年十二月七日

五 爭議發生原因

本建築工事ハ本年八月起工昭和五年三月竣功ノ際定メテシテ本森田組ニテ請負ヒテ爲シ大工工事ハ之ヲ福田次郎カ下請ヲ爲シ更ニ上田亦太郎カ其下ヲ請負ト更ニ小塚康之助ナルモノ其ノ下請ヲ爲シ大工廿四名ヲ雇入レ工事ニ従事シ居レルケ大工ノ日収平均一円ニシテ在リシラ大工ハ不景氣ノ今日失職ヲ厭ヒ

已ムナシ従業シ居ルモノナルカ請負金額ハ元請五千円餘ナルニ拘ラス中間ノ請負者カ利益ヲ貪ルルケ高メ小塚ノ請負金額千六百円ニ過キス爲メニ不當ニ賃金カ減額サレ居ルヲ知り賃金増額ノ嘆願ヲ爲スニ至レルモノナリ

六 要求事項

一 一般従業員ハ第四請負人小塚ト共ニ本月七日別記(イ)嘆願書ヲ第三請負人上田亦太郎ニ提出シタルニ直直ニ拒絶セラレタルヲ以テ更ニ別記(イ)要求書ヲ作成自由労働同盟書記長 加藤 常ヲ代表トシテ上田ニ提出シタリ

七 山谷状況

上田ハ前記要求ニ對シ九日中ニ山谷ニル者ヲ谷ヘタリ

八 經過

(一) 事業主側

A. 上田ハ前記要求ヲ受シセマ第ニ請負人 福田 並 森田組ト 対策ヲ協議中ナリ

B. 事業主側ハ労働組合ノ介入ヲ除去スヘク之ニ關係アルモノ、解雇ヲ企圖シ土

エラ雇入レテ森林的ニ作業ヲ進行セシメシト圖リタリ

(二) 労働者側

労働者側ハ請負人カ前記ノ如キ手段ニ出スルヤ却テ詰末シテ急業シ